

ベーシックメディアサービス
同報通知サービス利用規約

改訂・施行: 2005年10月1日

改定: 2006年6月14日

改定: 2006年9月20日

改定: 2008年5月1日

改定: 2008年9月8日

株式会社インターネットイニシアティブ

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

本規約は、ユーザと株式会社インターネットイニシアティブ（以下、「IIJ」と記す）との間の、IIJが提供する同報通知サービスの利用に係わる一切の關係に適用します。

第2条 (用語の定義)

1 IIJ同報通知サーバ

IIJ同報通知サーバとは、IIJが運営するインターネット上で運営される電子メール同報通知を提供するサービスをさすものとします。

2 ユーザ

IIJ同報通知サービスのユーザは、インターネットアクセスが可能なユーザで、電子メールアドレスを保有し、電子メールの送受信が可能であるすべての方を対象とし、本規約を承認したうえで、IIJ同報通知サーバを利用する契約上の利用名義人（申込書における「お申込者」）をさすものとします。

3 メールのアーカイブ

IIJ同報通知サーバで発信されたメールを、圧縮することなく、1通のメールを1つのテキストファイルとしてIIJ同報通知サーバへ蓄積することをさすものとします。

4 メール発信者

IIJ同報通知サービスでのメールの発信が可能な者。同報通知発信者登録申込書により登録されるが、同申込書による指定がない場合は、申込書に記載された管理者1名を登録するものとします。

5 ウイルスプロテクションオプション機能

IIJ同報通知サービスの有料オプション機能（ユーザにより当該オプションの設定対象を選択していただきます。）として、パターンファイルを用いて、送信されたウイルスに感染したメールを検出し、駆除する機能を提供するものです。なお、当該オプション機能は、すべてのウイルスメールの送受信を防止することを保証はいたしません。

第3条 (規約の範囲および変更)

本規約は、IIJ同報通知サービスをご利用いただく際に適用されます。

2 その他、ユーザには、IIJが提供する利用手引きの記載事項ならびにIIJが必要に応じて行う指導にしたがっていただきます。

3 IIJは本規約の改定の必要が生じた場合には、ユーザに通知の上改定します。

4 前項の規定にかかわらずIIJは、ユーザに事前に通知することなく、本規約を変更することがあります。変更後の本規約も、ユーザとIIJの間の一切の關係に適用されるものとします。

第2章 申込みおよび承諾

第4条 (利用資格)

IIJ同報通知サービスは、第2条第2項で定めるユーザに該当する方であれば、どなたでもご利用いただけます。

第5条 (申込みの承諾)

IIJは、記名捺印されたユーザからの申込書を受理後、所定の設定を行い、設定完了に関する通知を申込書の管理者宛に書面にて送付いたします。ユーザは、IIJでの設定が完了した時点からご利用いただけます。申込書を受理から設定の完了通知までの間は、設定項目の確認等設定上当社が必要と認める場合の他は原則として当社からユーザへの連絡はいたしません。

第6条 (申込の拒絶)

当社は、次の各号に該当する場合は、申込を拒絶することがある。申込を拒絶したときは、申込者に対して書面をもって通知する。

- (1) 本サービスに係わる装置の運用・保守が技術上著しく困難になると判断されたとき。
- (2) 申込者が、本サービスの提供に係わる債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき。
- (3) 申込者が当該申込書に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 申込者が、当社の信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用するおそれがあるとき。

第3章 解約ならびに契約の更新

第7条（解約ならびに契約の更新）

IIJ 同報通知サービスの解約は、当社所定の解約申込書により、解約を希望する1ヶ月前までに当社所定様式に従って書面で行っていただきます。解約申込書の手配をいたしますので、第32条の規定に従いまず電子メールでお申し出ください。中途解約時の返金は一切いたしません。

2 書面による解約の申し込みがない場合、自動的に契約継続となりご利用料金が請求されます。更新に関して特に連絡はありません。

第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第8条（サービスの提供および情報の保証）

IIJ 同報通知サービスのサービス内容は、IIJ がその時点で供給可能なものといたします。IIJ はユーザが発信する情報の内容についていかなる保証もいたしません。

2 メールが当社サーバよりメンバーに向かって発信されることのみを保証し、最終的な到達性並びにアーカイブされたファイルの保証はいたしません。

第9条（サービスの一時的な中断）

IIJ 同報通知サービスは次に該当する場合には、ユーザに事前に連絡することなく、一時的にサービスを中断する場合があります。

- (1) IIJ のシステムの保守を定期的もしくは緊急に行う場合
- (2) 火災、停電などにより IIJ 同報通知サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、洪水などの天災により IIJ 同報通知サービスの提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、動乱、騒乱、労働争議などにより IIJ 同報通知サーバの提供ができなくなった場合
- (5) その他、運用上、技術的に IIJ が IIJ 同報通知サーバの一時的な中断を必要と判断した場合

第10条（サービスの停止）

IIJ は最低3ヶ月の予告期間をもって、IIJ 同報通知サービスを停止させることができます。停止については、本規約第32条に記載する手段を通じ、発表するものとします。

第11条（サービス内容の変更）

IIJ は、ユーザに事前に通知することなく、IIJ 同報通知サーバのサービス内容の追加、部分的改廃をさせていただきます。この変更などについては、本規約第32条に記載する手段を通じ、発表するものとします。

第12条（同報通知リストの削除）

IIJ 同報通知サーバの配送リストは、下記の場合、削除を行うものとします。

- (1) ユーザから利用中断、もしくは解約申込みがあった場合。
- (2) IIJ が必要と判断した場合。

第13条（禁止される行為）

IIJ では、ユーザの利益・権利を保護し、有益なサービスを提供するために IIJ 同報通知サーバ上での以下の行為を禁止させていただきます。

- (1) 公序良俗、法令に違反する行為を目的とした利用。
- (2) 犯罪的行為に結びつく行為。
- (3) 他のユーザまたは第三者の著作権を侵害する行為。
- (4) 他のユーザまたは第三者の財産、プライバシーを侵害する行為。
- (5) 他のユーザまたは第三者に不利益を与える行為。
- (6) 他のユーザまたは第三者を誹謗中傷する行為。
- (7) IIJ および IIJ のサービス業務の運営・維持を妨げる行為。
- (8) お申込時の目的と異なる目的での利用。

第14条（利用名義の移転）

IIJ 同報通知サーバの利用名義は、ユーザ（自然人か法人かは問わない）一身に帰属するものとします。利用名義はユーザ以外のいかなる者へも権利移転できないものとします。

第15条（変更が不可能な事項）

IIJ 同報通知サーバでは、ユーザの必要に応じて設定項目の変更を行うことができます。ただし、以下の項目については、契約解除あるいは再契約を行っていただきます。

- (1) 契約解除の対象となる変更
 - ・お申込時の利用目的と異なる目的での利用
 - ・無断で行われる同報通知リスト管理に必要な情報の譲渡
- (2) 再契約の対象となる変更
 - ・同報通知リストの名称 (Email アドレス) の設定変更

第16条 (契約解除)

ユーザが、次の各号の一に該当したとき、当社は、何らの催告をすることなく直ちに契約者との契約を解除することができるものとします。

- (1) 本規約または申込、承諾事項の一に違反したとき。
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税公課滞納処分その他公権力の処分を受け、または整理、民事再生手続、会社更生手続の開始もしくは破産を申し立てまたは申し立てられたとき。
- (3) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態にいたったとき。
- (4) 前各号の他債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

2 前項に規定する他、未回収債権の額が相当の金額に達したときは、催告の上契約を解除することがあります。

第5章 料金等

第1節 利用料金の構成

第17条 (利用料金)

同報通知サービスのご利用料金は、

- ・初期費用
- ・基本料金

からなります。

第18条 (初期費用)

お客様の同報通知リスト開設に伴う費用として、加入時に 50,000 円を請求させていただきます。初期費用には以下のものが含まれます。

- ・当社での設備の設置および設定のための費用
- ・ご利用にあたってのご説明資料 (メールでの配布を含む) および配布手数料

第19条 (基本料金)

リストの設置料金として、ご利用の有無にかかわらず、契約一口あたり半年 50,000 円を請求させていただきます。

2 メールのアーカイブは、契約一口あたり 2 メガバイトとし、設置料金に含まれるものとします。

3 ウイルスプロテクションオプション機能の料金は、次のとおり請求させていただきます。

- (1) 当該オプションの対象を同報通知リストに設定する場合 半年 5,000 円
- (2) 当該オプションの対象を管理者宛転送アドレスに設定する場合 半年 3,000 円
- (3) 前二号の規定にかかわらず、当該オプションの利用開始日が IJ 同報通知サービスの利用開始日又はその応答日 (以下「利用開始日等」と記します) と異なる場合の初回の利用料金は、利用開始日等を起算点とした半年間のうち当該オプションの利用に係る期間 (1 月単位で 1 月未満繰り上げ) に半年の 5 分の 1 の額を乗じた金額とします。

第20条 (最低利用期間)

同報通知サービスの最低利用期間は半年 (6 ヶ月) とします。

第21条 (契約口数の上限)

契約口数の上限は 3 口までとします。

2 契約口数は、契約期間の途中においては、当該口数を増加させる場合にのみ変更することができます。

第2節 支払い

第22条 (料金の算出方法および請求書発行日)

初期費用、基本料金については、開設時においては利用希望開始月の翌月 15 日頃までに、継続時においては継続の翌月 15 日頃までに、それぞれ請求書を発送させていただきます。

第23条 (支払い期日および支払い手段)

サービス料金のお支払いは、開設時においては利用希望開始月の翌月末日までに、継続時においては継続の翌月末日までに、当社指定の銀行口座にお振り込み願います。振込手数料はお客様にてご負担願います。

2 契約者が前項の支払いを怠ったとき、契約者は、支払期限の翌日から完済の日まで遅延した金額について日歩 5 銭也の割合による遅延損害金を当社に支払う。

第24条（消費税）

消費税法及び同法に関する法令の規定に従い、初期費用、基本料金を支払う際に併せて消費税をお支払いいただきます。

第25条（送付先および宛名）

請求書は、お申込書の請求書送付先に記載された方に送付いたします。「請求書宛名」は送付先のご指定に関わらず、申込書のお申込者のお名前、ご住所とさせていただきます。

第6章 登録上の制限等

第26条（登録アドレス数）

1つのリスト契約口数あたりの登録アドレス数の上限は3,000固定です。登録アドレス数が契約口数に応じた上限に達した場合、管理者またはメンバー自身の手でリストから削除されるなどによって登録アドレス数が上限を下回るまでユーザの追加登録はできないものとします。

2ただし、契約口数増加を申し出ることにより登録アドレス数の上限は9,000まで増やすことが可能です。この場合、初期費用は1リスト分の金額とし、アーカイブの上限は2メガバイトに契約口数を乗じた分となります。

第7章 情報の取り扱い

第27条（情報の著作権）

IIJ 同報通知サーバ上での著作権等については以下の通りとします。

- (1) ユーザが IIJ 同報通知サービスを利用して配布した著作物については、ユーザに帰属するものとします。
- (2) ユーザが IIJ 同報通知サービスを利用して配布した著作物については、ユーザが著作権を有するものとします。
- (3) ユーザが IIJ 同報通知サーバ上で、第三者との契約または第三者が著作権を有する等の理由で、公表・複製等が禁じられている著作物の違法な公表、複製、翻訳等の権利侵害行為を行った場合は、一切の責任は当該行為を行ったユーザに帰属するものとします。
- (4) ユーザが IIJ 同報通知サービスを利用して配布した他のユーザの著作物を使用するにあたっては、本規約、ユーザが運営する同報通知リストでの取り決め、および著作権法が定める事項を遵守していただきます。

第28条（他メディアへの記載）

ユーザは、IIJ 同報通知サービスを利用して配布した情報および文章などを公開する場合、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないものとします。

第29条（情報の使用範囲）

ユーザが IIJ 同報通知サービスを利用して配布した著作物については、ユーザが IIJ との契約関係にある間および契約関係が解除された後も、IIJ および他のユーザが本規約に違反しない範囲において無償で、継続して使用できるものとします。

第30条（情報の削除）

IIJ は当該同報通知サービスで発信されるメールのアーカイブを行います。これらの情報および文章などは、サーバの管理上所定の容量を超えると古いものから順に削除されます。ファイルの削除は、当社指定の方法により管理者の方自身によって削除していただけます。

第8章 サポート対象及び連絡手段

第31条（サポート対象）

IIJ 同報通知サービスの利用に関するサポートは、申込書に記載された管理者の方を通じ、申込み名義人の方に対してのみ行うものとします。同報通知リストメンバーからのお問合せその他は一切お受けできません。ユーザおよび管理者の方の責任でサポート願います。

第32条（連絡手段）

IIJ からの IIJ 同報通知サービスの利用に関するご連絡は、申込書に記載された管理者の方に対し、電子メールで行うものとします。ユーザからのご連絡も、電子メールが利用できない場合を除き、原則として電子メールでのご連絡に限るものとします。

第33条（同報通知リスト管理者の義務）

同報通知リスト管理者は、以下の義務を負う。

- ・ 作業に必要な資料等の郵送先または電子メール送付先として代表管理者1名をおくこと（開設をお申込の際には申込書の管理者欄に氏名・連絡先等を記載していただきます）。
- ・ 代表管理者は、受け取った作業に必要な全部の情報を（郵送での受領か電子メールでの受領かを問わず）漏れなく全ての管理者に周知徹底すること。
- ・ 郵送資料・電子メールなどでの連絡事項をチェックし、当社サーバの作業環境の状態を理解・認識すること。
- ・ 当社宛の質問・問い合わせ等を行う場合は、顧客番号を伝えること。
- ・ 技術的な問い合わせは、原則として代表管理者から行うこと

- ・ 代表管理者変更の際には、担当変更以前に受け取った作業に必要な全部の情報を（郵送での受領か電子メールでの受領かを問わず）漏れなく後任の代表管理者に引き継ぐとともに、遅滞なく変更を届け出ること。
- ・ IIJ からのサポートについての連絡が受けられるように自己のメールボックスを管理すること（自己の責任により連絡をメールで受け取れなかったために発生した如何なる事態に関しても IIJ はサービス上の責任を負わないものとします）
- ・ 同報通知リストサーバから送られるメールを受け取る環境を整備し、遅滞なく読み、登録・削除等のメンバー管理を行うこと
- ・ 同報通知リストメンバーからの問合せの処理やメールアーカイブを管理すること

2 代表管理者あるいは管理者が前項に列挙した義務を怠った場合に生じた損害について、当社は一切の責めを負わず、当社には損害賠償の義務がないものとする。

第9章 雑則

第34条（損害賠償）

IIJ は IIJ 同報通知サーバの利用により発生した問題に対し、以下のとおり対処するものとします。

(1) ユーザの損害・不利益

IIJ は IIJ 同報通知サーバの利用により発生したユーザの損害・不利益（その原因の如何を問いません。）に対し、当該損害が IIJ の故意又は重大な過失により発生した場合を除き、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。IIJ がユーザに対して負う損害賠償の総額は、本契約に基づきユーザが IIJ に支払う利用料金のうち、当該損害の発生した月の月額の総額を上限とするものとします。

(2) 第三者の損害・不利益

IIJ は IIJ 同報通知サーバの利用により、ユーザが第三者に与えた損害・不利益に対し、いかなる責任も負わないものとし、ユーザが第三者に損害・不利益を与えた場合は、ユーザの責任と費用をもって解決し、IIJ に損害をあたえることがないものとします。

(3) IIJ および IIJ の損害・不利益

ユーザが本規約に反した行為、不正もしくは違法な行為によって IIJ および IIJ に損害を与えた場合、IIJ および IIJ は当該ユーザに対して損害賠償請求を行うことができるものとします。

第35条（合意管轄）

本契約に関し訴訟提起の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

第36条（メール容量）

IIJ は IIJ 同報通知サービスの安定した運用を目的として、IIJ の定めるところにより、電子メール一通あたりの容量その他の制限を加えることがあるものとします。

第37条（個人情報）

IIJ は、法令及び IIJ が別途定める個人情報保護方針に基づき、ユーザの個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取扱うものとします。

2 IIJ は、取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

- (1) IIJ 同報通知サービスの提供に係る業務を行うこと。（業務上必要な連絡、通知等をユーザに対して行うことを含みます。）
- (2) IIJ 同報通知サービスの質的維持向上を図るため、アンケート調査、及び分析を行うこと。
- (3) IIJ のサービスに関する情報（IIJ の別サービス又は IIJ の新規サービス紹介情報等を含む）を、電子メール等により送付すること。
- (4) その他ユーザから得た同意の範囲内で利用すること。

3 IIJ は、契約者の同意に基づき必要限度において個人情報を第三者に委託又は提供する場合があります。

4 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合は、IIJ は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

附則

平成17年10月1日施行

1 この規約は、平成17年10月1日から実施します。

2 株式会社アイアイジェイメディアコミュニケーションズ(以下「IIJ-MC」といいます。)の同報通知サービス利用規約に基づき成立した契約は、この規約実施の日において、当社とIIJ-MCとの合併により、この規約に基づく契約に移行したものとします。

平成 18 年 6 月 14 日変更

1 IIJ 同報通知サービスの有料オプション機能であるアドレス設置代行は、平成 18 年 6 月 14 日をもって廃止するものとします。

2 この規約は、平成 18 年 6 月 14 日から実施します。

平成 18 年 9 月 20 日変更

この規約は、平成 18 年 9 月 20 日から実施します。

平成 20 年 5 月 1 日変更

この規約は、平成 20 年 5 月 1 日から実施します。

平成 20 年 9 月 8 日変更

この規約は、平成 20 年 9 月 8 日から実施します。